

平成31年雇第6号

主 文

本件再審査請求を却下する。

事実及び理由

第1 事案の概要

本件は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対し雇用保険法（昭和49年法律116号）に基づく再就職手当の不支給処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第2 請求人の主張の要旨

（略）

第3 理 由

- 1 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第38条第1項の規定により、請求人に雇用保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。

本件についてこれをみると、郵便物等配達証明書によれば、審査官の決定書の謄本が請求人に配達された日は、平成○年○月○日であるから、本件再審査請求の請求期間は、その翌日から起算して2か月目に当たる日である平成○年○月○日までとなる。

しかるに、請求人が労働保険再審査請求書を当審査会に宛てて郵便により発信したのは、平成○年○月○日であり、本件再審査請求は、法定の請求期間を経過した後にされたものである。

- 2 ところで、労審法第38条第2項において準用する同法第8条第1項ただし書では、再審査請求が請求期間を経過した後にされた場合においても、請求人が正

当な理由により請求期間内に再審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、同項ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬものと解するのが相当である。

- 3 そこで、本件についてこれをみるに、請求人は、請求期間を経過した理由について、平成○年○月○日当審査会受付の書面において、要旨、「請求期間を徒過して何も変わらないことについて胸が痛い。悩んでいた。」等と述べている。

しかしながら、請求人が主張する上記理由は、個人的な事情を述べているにすぎず、誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りる事情であるとはいえず、上記の「正当な理由」について疎明したものとは認められない。

また、請求人は、同年○月○日当審査会受付の書面を提出しているが、請求期間を経過した理由についての記載は認められない。

- 4 以上のとおり、本件再審査請求は不適法なものであってその欠陥が補正することができないものであるから、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下することとして、主文のとおり裁決する。